○明石市国民健康保険運営協議会規則

昭和34年４月１日規則第６号

改正

昭和34年７月13日規則第20号
昭和38年６月22日規則第18号
昭和42年７月８日規則第18号
昭和46年10月18日規則第55号
昭和63年３月31日規則第５号
平成12年３月31日規則第23号
平成19年３月30日規則第51号
平成23年８月22日規則第34号
平成24年３月30日規則第22号
平成29年３月31日規則第19号
令和７年12月24日規則第43号

明石市国民健康保険運営協議会規則

（総則）

第１条　この規則は、明石市国民健康保険条例（昭和34年条例第14号）第３条の規定に基づき、明石市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定足数）

第２条　協議会は、委員定数の２分の１以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

（招集）

第３条　協議会は、会長がこれを招集する。ただし、委員の３分の１以上の者から、協議会招集の請求があつたときは、会長は、これを招集しなければならない。

２　会長は、協議会を招集するときは、市長にこれを通知しなければならない。

（会長の任務）

第４条　会長は、会議の議長として議事を整理し、協議会の事務を統理する。

（議決）

第５条　協議会の議事は、出席委員の過半数で、これを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

２　前項の場合において、議長は委員として議決に加わる権利を有しない。

（参考資料の提出の請求）

第６条　会長は、職務の遂行に関し、必要と認めるときは、市長に対して、参考資料の提出を求めることができる。

（会議録の調製）

第７条　議長は、協議会の書記をして、会議録を調製し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載させ、２人以上の委員と共に、これを確認しなければならない。

２　前項の会議録は、会長がこれを保管しなければならない。

３　会議録を調製したときは、その写を市長に送付しなければならない。

（委員の辞職）

第８条　委員が辞職しようとするときは、会長を経由して市長に許可を得なければならない。

（協議会に関する事務）

第９条　協議会に関する事務は、国民健康保険課がこれを取り扱う。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（初めて協議会を招集するとき）

２　この規則施行後、初めて協議会を招集する場合においては、第３条の規定にかかわらず、市長がこれを招集する。

附　則（昭和34年７月13日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和34年４月１日から適用する。

附　則（昭和38年６月22日規則第18号抄）

１　この規則は、昭和38年６月22日から施行する。

附　則（昭和42年７月８日規則第18号）

この規則は、明石市事務分掌条例の全部を改正する条例（昭和42年条例第17号）の施行の日（昭和42年７月８日）から施行する。

附　則（昭和46年10月18日規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和63年３月31日規則第５号）

この規則は、昭和63年４月１日から施行する。

附　則（平成12年３月31日規則第23号）

この規則は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成19年３月30日規則第51号）

この規則は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成23年８月22日規則第34号）

この規則は、平成23年12月16日から施行する。

附　則（平成24年３月30日規則第22号）

この規則は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成29年３月31日規則第19号）

この規則は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（令和７年12月24日規則第43号）

この規則は、令和８年１月１日から施行する。